

第 10 号議案

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部
を改正する条例の制定について

亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和 40 年亀岡市条例第 1 号）
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 11 月 25 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部
を改正する条例

（亀岡市税外収入滞納金督促条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和 40 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算

した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセン

トの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市介護保険条例の一部改正）

第4条 亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

（亀岡市営住宅管理条例の一部改正）

第5条 亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「配偶者からの暴力を受けた被害者」を「配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」に改める。

第18条第2項及び第3項を削る。

（亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第6条 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第5条中亀岡市営住宅管理条例第8条第3項の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の亀岡市税外収入滞納金督促条例、亀岡市後期高齢者医療に関する条例、亀岡市国民健康保険条例、亀岡市介護保険条例、亀岡市営住宅管理条例及び亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部
を改正する条例案要綱

- 1 地方税の延滞金の割合等の特例が見直されたことに伴い、市税に係る延滞金の割合を元に定めている料金等の延滞金の割合等の特例について改めること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成26年1月1日から施行すること。ただし、2の改正は、平成26年1月3日から施行すること。